

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施結果について
(一般監査状況)

所轄庁：弘前市

所轄法人数	59法人	指 摘 事 例
指導監査実施法人数	21法人	
文書指摘を行った法人数	19法人	
文書指摘事項	指摘法人数	
I 法人運営		(1) 定款の内容の一部が法の規定に沿っていない。 (2) 市に定款変更認可申請手続きをとっていない。
1 定款変更等の状況		
(1)定款内容の不備	2法人	
(2)定款変更の手続きの不備	1法人	
(3)定款の備え置き及び公表がされていない		
(4)その他()		
2 評議員・評議員会の状況		(1)イ 評議員が法人職員を兼務している。 (2)ア 評議員会の招集について、理事会の決議事項として必要な日時、場所、議案等が決議されていない。
(1)評議員の状況		
ア 評議員の選任手続きが不適切		
イ 構成が不適切	1法人	(2)イ①評議員会の決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか、その存否を確認していない。 ②評議員会の決議の省略について、適正な手続きがとられていない。
ウ 定数不足		
エ その他()		
(2)評議員会の状況		(2)ウ 評議員会の議事録が法人の主たる事務所に保管されていない。
ア 招集が適正に行われていない	1法人	
イ 決議が適正に行われていない	5法人	
ウ 議事録の作成、保存が不適切	3法人	
エ 決算手続きが不適切		
オ その他()		

3 理事の状況		(2) 役員の適格性を確認していない。 (5) 理事長を選定する理事会の開催が確認できない。
(1)定数不足		
(2)役員の選任及び解任手続きが不適切	1法人	
(3)構成が不適切		
(4)理事として含まれていなければならない者が選任されていない		
(5)理事長及び業務執行理事の選定が適正に行われていない	2法人	
(6)その他()		
4 監事の状況		(2) 選任の際、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。
(1)定数不足		
(2)監事の選任及び解任手続きが不適切	5法人	
(3)構成が不適切		
(4)職務・義務を果していない		
(5)その他()		
5 理事会の状況		(2) 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事がいるか、その存否を確認していない。 (4) 理事長等が職務執行の状況について、必要回数を理事会に報告していない。 (5) 理事会の議事録が法人の主たる事務所に保管されていない。
(1)招集が適正に行われていない		
(2)決議が適正に行われていない	6法人	
(3)権限の委任が不適切		
(4)職務執行状況が報告されていない	5法人	
(5)議事録の作成、保存が不適切	3法人	
(6)その他()		
6 評議員、理事、監事等の報酬		(1) 役員報酬等規程について評議員会の決議を経ずに規程の改正を行っている。 (3) 勤務の実態に応じて支給することができるかと定めているが、勤務の実態を確認できるものがない。
(1)報酬等の支給基準についての手続きの不備	1法人	
(2)支給基準等を公表していない		
(3)報酬等の支給が不適切	1法人	
(4)報酬等の総額の公表をしていない		
(5)その他()		

II 事業		(1) 実施している事業のすべてが定款に記載されていない。
1 社会福祉事業の実施状況		
(1)定款に記載されていない事業を実施している	1法人	
(2)社会福祉事業が法人の全事業の主たる地位を占めていない		
(3)社会福祉事業収入の使途が不適切である		
(4)その他()		
2 公益事業の実施状況		
(1)社会福祉との関連性又は公益性が認められない		
(2)公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている		
(3)公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来している		
(4)その他()		
3 収益事業の実施状況		
(1)収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている		
(2)収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている		
(3)収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来している		
(4)その他()		
III 管理		
1 人事管理の状況		
(1)施設長等の任免が不適切		
(2)その他()		
2 資産管理の状況		(1) 基本財産について、登記事項が確認できない。
(1)基本財産の管理運用が不適切	1法人	
(2)基本財産以外の資産の管理運用が不適切		
(3)株式の保有状況が不適切		
(4)不動産の借用状況が不適切		
(5)その他()		

3 会計管理の状況		
(1) 規程・体制		
ア 経理規程の未整備等又は事務処理が規程に則していない	3法人	(1)ア① 経理規程において、会計基準改正後の内容に基づいて規定及び文言整理等がなされていない。
イ 管理運営体制の未整備又は内部牽制に配慮した体制となっていない	10法人	ア② 経理規程を改正しているが理事会の承認を得ていない。
(2) 会計処理		イ 理事長が会計責任者を兼務している。
ア 事業区分等が適正に区分されていない		
イ 会計処理が不適切	1法人	(2)イ サービス区分間繰入金について「事業区分間繰入金」に計上している。また、繰入金の内部取引相殺消去をしていない。
ウ 計算書類の作成が不適切	2法人	ウ① 社会福祉事業区分及び収益事業区分を設けているが、計算書類各号第2様式を作成していない。
(ア) 資金収支計算書		ウ② 法人単位(各号第1様式)、内訳表(各号第2様式)を作成していない。また、内訳表において、社会福祉事業区分及び公益事業区分が混在している。
a 予算(補正予算)が適正に編成されておらず、執行状況が不適切	1法人	ウ(ア)a 軽微な範囲とは言えない乖離があるにもかかわらず、補正予算が編成されていない。
b その他()		
(イ) 事業活動計算書		
a 寄付金の計上が不適切		
b その他()		
(ウ) 貸借対照表		
a 引当金、積立金の計上が不適切	1法人	
b その他()		
(3) 会計帳簿		(3)ア 会計帳簿等が適切に保存されていない。
ア 諸帳簿の作成が不十分	1法人	
イ 計算書類に係る金額が主要簿と一致していない		(4)ウ 財産目録において、定款に記載している基本財産と一致していない。
(4) 附属明細書等		
ア 注記の作成が不十分		
イ 附属明細書の作成が不十分		
ウ 財産目録の作成が不十分	2法人	
(5) その他()		

4 その他		(1) 理事長が利害関係者となる新規の貸借を行うことの説明が、理事会に対し行われていない。
(1) 法人関係者に特別の利益を供与している	1法人	
(2) 社会福祉充実計画に沿って事業が実施されていない		
(3) 必要事項がインターネットの利用により公表されていない		
(4) 登記が必要な事項について、変更登記がなされていない		
(5) 契約等が適正に行われていない。		
(6) その他()		